

令和8年度介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、茨城県が実施する介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

県内施設等で就労している技能実習生及び1号特定技能外国人(以下「技能実習生等」という。)に対し、就労期間等に応じた段階的な学習を通じ、基礎的な介護知識・技術・日本語の土台形成や実践力の向上を図ることで就労定着を支援するとともに、介護福祉士国家試験(以下「国家試験」という。)に合格できる技能実習生等を養成し、長期にわたり介護分野で活躍する外国人材を確保することを目的とする。

(2) 委託業務の主な内容

①受講者の募集及び受入施設等との調整

②介護職種の技能実習生等を対象とした国家試験合格のための研修の実施

※詳細は別添「令和8年度介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 研修対象者

今後国家試験を受験する予定である県内の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生等。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格がある、または、資格取得見込みであること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。

5 委託料

20,000,000円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ①「令和8年度介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務委託」応募申請書（様式第1号）
- ②「令和8年度介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務委託」企画提案書（様式第2号）
- ③「令和8年度介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務委託」経費積算書（様式第3号）
- ④応募資格等確認用書類
 - ア 応募資格誓約書（様式第4号）
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- ⑤事業実績書（様式第5号）
- ⑥個人情報の管理体制について（様式第6号）
- ⑦その他提案事業の参考となる資料（様式第7号）
- ⑧会社等概要書（様式第8号）

(2) 提出部数及び提出方法

6部（正本1部、副本5部）

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和8年3月23日（月） 午後5時まで（必着）

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉人材・指導課 人材確保グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3197 FAX：029-301-3179

E-mail：fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。
- ・企画提案書は審査基準を踏まえて作成すること。

7 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書（様式第 10 号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 18 日（水） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス又は FAX 番号により、茨城県福祉部福祉人材・指導課人材確保グループ担当宛に提出すること。

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-3179

(3) 提出書類

質問書（様式第 10 号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又は FAX で回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- ②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。
- ③企画提案提出者は、当該提案について必要に応じてプレゼンテーションを求められることがある。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1 受託候補者を選定し、選定後速やかに結果を通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
全体構成・ 企画力	・研修内容及び取り組みについて、国家試験合格のための効果的な工夫をしているか。※最重点審査項目
	・業務目的を十分に理解した提案となっているか。※重点審査項目
	・受講者募集のための工夫をしているか。※重点審査項目
	・受講者に対する個別支援として、どのような取り組みを行っているか。※重点審査項目

	・外国人介護人材の現状について十分理解しているか。
	・積算は妥当なものか。(費用対効果は適切か)
業務遂行力	・実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか。※重点審査項目
	・同種、類似業務の実績はあるか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

- (1) 事業の成果は、茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩や、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。
- (4) 当該公募に基づき生じた権利義務は、令和8年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。